

「無店舗小売業」及び「管理、補助的経済活動を行う・事業所」について

1. 日本標準産業分類第13回改定時の対応

前回の第13回改定時（2013年（H25））に、第12回改定時（2007年（H19））に新設された「無店舗小売業」及び「管理、補助的経済活動を行う事業所」に関して、今後も引き続き問題点の把握・検証を行う必要があることなどが示された。これを踏まえ、2012年（H24）と2016年（H28）における経済センサス（活動調査）のデータを用いて問題点の有無の把握等を行った。

2. 課題

第13回改定時の答申における記載内容は次の通り。

【今後の課題】

「無店舗小売業」及び「管理、補助的経済活動を行う事業所」の実査上の問題点の把握・検証を「平成21年経済センサス—基礎調査」を用いて行っているが、今後引き続き、販売額や経理事項を調査事項としている「平成24年経済センサス—活動調査」においても問題点の把握・検証を行う必要がある。

なお、「無店舗小売業」については、「店舗を持たない小売業」としているため、インターネットによる通信販売が売上げの大宗を占めていても、店舗があれば「無店舗小売業」とならないことなど、急速に発展しているインターネットによる電子商取引の活動の実態をより正確に把握する観点から見直す必要がないかを検討する。

上述の問題点の把握・検証を行うに当たり、2012年（H24）だけではなく、2016年（H28）の経済センサス（活動調査）の結果もあるので、適宜、両者のデータを活用して検討した。

3. 経済センサス（活動調査）の確認作業を通じた問題点の把握

(1) 回答上の課題

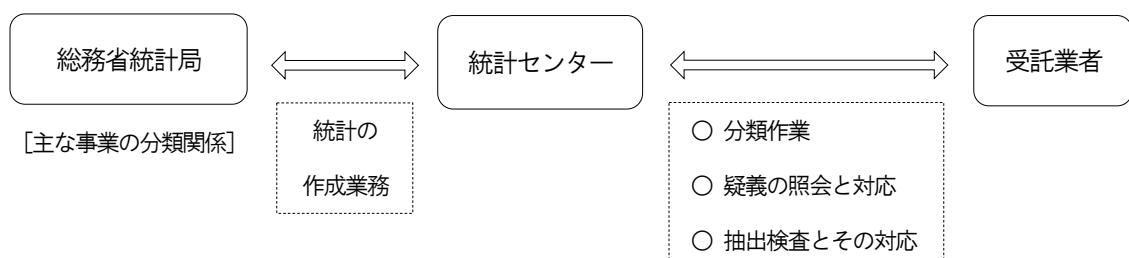
回答の記入欄や補足説明事項等は（別紙）の通りであり、必要な説明等がなされていると考えられ、実際の回答に際しての問題はないと思われる。

(2) 経済センサス（活動調査）の確認作業

経済センサス（活動調査）の調査の実施後、回答票における「主な事業」の分類に関連して2種類の確認が行われている。それらの確認作業の一つは、受託業者が分類を行う際の疑義を確認するものである。もう一つは、統計センターが受託業者からの納品に先立って抽出検査を行い、必要に応じて分類等を一部修正するものである。

また、この経済センサスでは全 583 の産業分類の項目が設定されており、そのうち、「管理、補助的経済活動を行う事業所」は 93、無店舗小売業は 3（「管理、補助的経済活動を行う事業所」を除く）となっている。

[参考] 確認作業の主な流れ



(3) 2016年（H28）経済センサス（活動調査）における疑義の状況

約 944 万件の回答（企業数等：3,856,457 企業、事業所数：5,578,975 事業所）のうち、新設事業所及び事業転換がなされた事業所を対象に新たに分類を行った件数が約 63 万件であった。そのうち、受託業者から疑義（分類の判断に際して受託業者から統計センターに問合せがあったもの）があった総数は 764 件であった。764 件の小分類別の件数と割合は以下の表の通りである。

受託業者からの疑義の内訳

分類		件数	割合
無店舗小売業	その他の無店舗小売業	3	4 0.52%
	自動販売機による小売業	1	
「管理、補助的 経済活動を行う 事業所」	（農業）	1	7 0.92%
	（情報サービス業）	1	
	（飲食料品小売業）	1	
	（物品賃貸業）	1	
	（医療業）	1	
	（廃棄物処理業）	1	
	（その他の事業サービス業）	1	
その他	他に分類されない事業サービス業	67	753 98.56%
	他に分類されない専門サービス業	35	
	他に分類されない非営利的団体	24	
	その他の技術サービス業	18	
	他に分類されないその他の生活関連サービス	13	
	その他	596	
計		764	764 100%

（出所：独立行政法人 統計センター）

疑義があった764件は、新たな分類が行われた件数に対して0.12%であった。疑義があった件数のうち、「無店舗小売業」の割合は0.52%、「管理、補助的経済活動を行う事業所」の割合は0.92%であった。

また、「無店舗小売業」と「管理、補助的経済活動を行う事業所」に関する具体的な疑義の内容とその後の対応の例は次の通りである。

【無店舗小売業】

- 調査票の主な事業の内容に「公開オークション」と記入があった。他のいずれの小分類にも該当する例示がなく、分類の判断に迷う。
⇒ 他のいずれの小分類にも当てはまらないため、「その他の無店舗小売業」に分類。
- 調査票には「倉庫」として利用されている旨の記述があるが、別途、インターネットで検索すると牛乳販売所との記載があり、分類が困難である。
⇒ 統計センターがインターネットで当該企業を調べた結果、乳製品の宅配を行う事業所と判明したため、「その他の無店舗小売業」に分類。

【管理、補助的経済活動を行う事業所】

- 調査票に「資材置場」と記入されており、自家用倉庫か倉庫業かの判断がつかず、分類が困難である。
⇒ 調査票の「単独事業所・本所・支所の別」欄の回答が「3 支店・支社・支所」であることなどから、自家用資材置場と判断して、「管理、補助的経済活動を行う事業所」に分類。
- 記入欄に「医療業」とだけ記入されており、事業内容が不明であるため、分類の判断に迷う。
⇒ 別途、インターネットにより当該企業を調べた結果、当該企業のグループの本部であり、グループ内の他の事業所を統括する事業所であることが判明したため、「管理、補助的経済活動を行う事業所」に分類。

(4) 2016年（H28）経済センサス（活動調査）における抽出検査の状況

統計センターは、受託業者による統計の作成業務の納品に際して、納品検査（5%の抽出検査）を行っており、その後に必要に応じて分類等を訂正している。

納品検査時に訂正を行った小分類とその割合は次ページの表の通りである。

全訂正数に占める分類項目別の割合

(「無店舗小売業」及び「管理、補助的経済活動を行う事業所」等)

分類		割合
無店舗小売業	通信販売・訪問販売小売業	1.46%
	自動販売機による小売業	
	その他の無店舗小売業	
管理、補助的経済活動を行う事業所(※)	(70 物品賃貸業)	2.66%
	(54 機械器具卸売業)	
	(55 その他の卸売業)	
	(57 織物・衣服・身の回り品小売業)	
	(60 その他の小売業)	
	(15 印刷・同関連業)	
	その他の分類項目	
その他(※)	貸家業、貸間業	95.88%
	他に分類されない事業サービス業	
	他に分類されない非営利的団体	
	経済団体	
	他に分類されない専門サービス業	
	その他の分類項目	
計		100%

(出所:独立行政法人統計センター)

※ 訂正数の多い上位5分類のみを記載し、それ以外は「その他の分類項目」にまとめている。

抽出検査の結果、「無店舗小売業」の訂正割合は全体の1.46%、「管理、補助的経済活動を行う事業所」の訂正割合は全体の2.66%であった。

また、「無店舗小売業」と「管理、補助的経済活動を行う事業所」に関する訂正内容の具体例は次の通りである。

【無店舗小売業】

- 調査票の主な事業の内容に「宅配」と記入されていたが、無店舗小売業に分類されていなかったため、無店舗小売業に分類して訂正した。

【管理、補助的経済活動を行う事業所】

- 調査票の正式名称、通称名に「本社」、「事務局」と記入されていたが、管理、補助的経済活動を行う事業所に分類されていなかったため、管理、補助的経済活動を行う事業所に分類して訂正した。
- 調査票の主な事業内容に「管理事務のみ」と記入されていたが、管理、補助的経済活動を行う事業所に分類していなかったため、管理、補助的経済活動を行う事業所に分類して訂正した。

(4) まとめ

受託業者の疑義と納品検査（抽出検査）の状況からは、「無店舗小売業」、「管理、補助的経済活動を行う事業所」のいずれにおいても、疑義数全体に対する疑義件数と訂正数全体に対する訂正数は少ないと考えられ、調査上の大きな問題はなかったと言える。

4. 「無店舗小売業」の見直しの必要性の検討

(1) 課題

「無店舗小売業」については、「店舗を持たない小売業」としているため、インターネットによる通信販売が売上げの大宗を占めていても、店舗があれば「無店舗小売業」とならないことなど、急速に発展しているインターネットによる電子商取引の活動の実態をより正確に把握する観点から見直す必要がないかを検討する。

(2) 2016年(H28)経済センサス(活動調査)の結果を用いた検討

2016年(H28)経済センサス(活動調査)の結果より、小売業の年間商品販売額のうち、販売形態別の割合等を整理した(別表)。販売形態は、「店頭販売」、「訪問販売」、「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」、「自動販売機による販売」、「その他(共同購入、月極での販売)」の6種類に区分されている。なお、同調査における「無店舗小売業」の定義は、「販売形態の店頭販売の割合が0%及び売場面積が0㎡の事業所」である。

次のページの表を基にして、販売額ベースで要点をまとめると次のようになる。

- 小売業全体に占める無店舗小売業の割合は約7%である。
- 小売業全体に占める「インターネット販売」の構成比は2.6%であり、無店舗小売業における「インターネット販売」の構成比は27.1%である。
- 無店舗小売業の中で「インターネット販売」の構成比が最も多い分類は「6112 無店舗小売業(織物・衣服・身の回り品小売)」の54.5%であり、10%を越える分類は5つである。また、それらの5つの分類だけで無店舗小売業の「インターネット販売」全体に対して99.4%を占める。

(3) まとめ

次ページの表からは、細分類単位で無店舗小売業のうちインターネット販売の構成比は把握できると言える。ただし、それらの上位5分類でかなりの比率を占めることから、インターネット販売を通じた活動の実態をより詳細に把握するには別途の検討が必要と考えられる。

なお、これらは2016年(H28)のデータであるため、その後の進展等は引き続きフォローアップはしていく必要があると考えられる。

小売業における販売形態別の年間商品販売額と構成比（法人組織の事業所）

産業細分類 (4桁)	小売計											
	店頭販売		訪問販売		通信・カタログ販売		インターネット販売		自動販売機による販売		その他	
	年間商品販売額 (百万円)	構成比 (%)	年間商品販売額 (百万円)	構成比 (%)	年間商品販売額 (百万円)	構成比 (%)	年間商品販売額 (百万円)	構成比 (%)	年間商品販売額 (百万円)	構成比 (%)	年間商品販売額 (百万円)	構成比 (%)
6112 無店舗小売業（織物・衣服・身の回り品小売）※	963,347	-	64,127	6.7	367,618	38.2	525,419	54.5	x	x	x	x
6114 無店舗小売業（機械器具小売）※	1,509,193	-	467,690	31.0	347,005	23.0	678,424	44.9	x	x	x	x
6119 無店舗小売業（その他の小売）	1,930,524	-	808,780	41.9	317,059	16.4	788,790	40.9	35	0.0	15,860	0.8
6111 無店舗小売業（各種商品小売）	213,402	-	3,747	1.8	139,281	65.3	70,097	32.8	-	-	277	0.1
6113 無店舗小売業（飲食料品小売）	2,627,002	-	409,170	15.6	1,818,813	69.2	363,910	13.9	2,403	0.1	32,705	1.2
619 その他の無店舗小売業※	952,948	-	x	x	x	x	15,512	1.6	x	x	x	x
612 自動販売機による小売業※	821,718	-	x	x	x	x	33	0.0	818,796	99.7	x	x
無店舗小計	9,018,134	0	1,753,514	19.4	2,989,776	33.2	2,442,185	27.1	821,234	9.1	48,842	0.5
6081 写真機・写真材料小売業	27,895	24,566	230	0.8	70	0.3	2,754	9.9	31	0.1	245	0.9
5933 中古電気製品小売業※	67,461	59,789	195	0.3	406	0.6	6,560	9.7	x	x	x	x
6073 楽器小売業	222,569	189,457	9,658	4.3	1,048	0.5	19,703	8.9	140	0.1	2,563	1.2
5932 電気事務機械器具小売業（中古品を除く）	632,736	547,279	32,461	5.1	3,464	0.5	45,730	7.2	549	0.1	3,254	0.5
6098 中古品小売業（骨とう品を除く）	417,605	393,145	1,027	0.2	879	0.2	29,445	7.1	152	0.0	2,958	0.7
5912 中古自動車小売業	2,930,505	2,516,722	94,527	3.2	7,002	0.2	130,717	4.5	1,494	0.1	180,044	6.1
5791 かばん・袋物小売業	472,233	449,806	408	0.1	411	0.1	20,851	4.4	28	0.0	729	0.2
5913 自動車部分品・付属品小売業	921,103	854,021	13,281	1.4	3,721	0.4	39,610	4.3	111	0.0	10,359	1.1
6071 スポーツ用品小売業	1,304,768	1,201,185	39,960	3.1	5,439	0.4	51,941	4.0	219	0.0	6,024	0.5
6097 骨とう品小売業	37,335	26184.0	2,760	7.4	2,175	5.8	1,446	3.9	3	0.0	4,768	12.8
その他有店舗細分類計※	113,252,302	105,282,021	3,580,932	3.2	196,561	0.2	608,838	0.5	110,118	0.1	3,294,653	2.9
有店舗小計	120,286,512	111,534,175	3,775,439	3.1	221,176	0.2	957,595	0.8	112,845	0.1	3,505,597	2.9
小売計	129,304,646	111,534,175	5,539,658	4.3	3,282,549	2.5	3,409,177	2.6	940,337	0.7	4,598,755	3.6

※販売形態別の販売額には非公表(X)があるため、それらの合計は、左欄の「小売計」とは一致しない。

注) 産業細分類の記載順は、「インターネット販売」の構成比が大きい順番に記載している。また、有店舗については、上位10分類のみを記載し、それ以外の分類はまとめて記載している。

(4) 参考

無店舗小売業の動向を把握するため、販売額ベースで2012(H24)年と2016年(H28)年の経済センサス(活動調査)のデータを比較してみた。

無店舗小売業の販売額は約1.4倍に伸びている。また、小売業全体の有店舗と無店舗の割合をみると、無店舗小売業の割合が5.9%から7.0%と増えている。さらに、GDPに占める無店舗小売業の販売額は1.34倍と増加していることが分かった。

有店舗小売業※と無店舗小売業の販売額とその割合

(単位:百万円)

2012(H24)年		2016(H28)年		2016年/2012年	
販売額	小売計	109,393,882	小売計	129,304,646	1.18
	有店舗小売※	102,964,641	有店舗小売	120,286,512	1.17
	無店舗小売	6,429,241	無店舗小売	9,018,134	1.40
割合	小売計	100%	小売計	100%	
	有店舗小売※	94.1%	有店舗小売	93.0%	0.99
	無店舗小売	5.9%	無店舗小売	7.0%	1.19
GDPに占める無店舗小売の販売額の割合				1.34	

※無店舗小売業以外(中分類56~60)の小売業の合計

5. 国連の議論を踏まえた無店舗小売業の分類項目の扱い

資料4により別途概要の紹介がなされるが、国連では現行の第4次国際標準産業分類(ISIC)の改訂に向けた議論が始まっており、その検討のために設定されたタスクチームでは、「グループ478 露店及び市場による小売業」(ISIC)と「グループ479 店舗、露店または市場によらない小売業(オンラインによる小売業)」(ISIC)を統合することなどが議論されている。

日本では第12回改定時(2007年)に、インターネットの販売動向等を把握するために「無店舗小売業」の分類項目が新設され、第13回改定時(2013年)には実査上の課題等を引き続き整理することとされた。

今後の国連の議論と現行の日本の分類項目とで差異が生じる可能性があるが、現時点における日本の方向性としては次の3つが考えられる。

【方向性1】基本的には継続

ISICの議論では、有店舗小売業とオンラインの小売業を統合する理由として、区分するための調査が未確立であること、分類項目における時期の変動等が課題であるなどが挙げられている。さらに、両者の区分が可能であれば、各国が両者の区分の有無を定めることができる旨が記載されている。

これに関連して、現行の日本標準産業分類には無店舗小売業に関して10の細分類（「管理、補助的活動に関するもの」を除くと7）があり、さらに2016年（平成28年）経済センサス（活動調査）では6種類の販売形態別（「店頭販売」、「訪問販売」、「通信・カタログ販売」、「インターネット販売」、「自動販売機による販売」、「その他」）の調査項目がある。加えて、これら以外の関係する調査の実施も想定される。

これらを考慮すると、現在の日本標準産業分類において関係する構成を変更しなくても有店舗小売業とオンラインの小売業の概況を把握できるものと考えられる。今後、国連の議論の様子も把握しつつ、関係府省等とも引き続き存置を含めた検討を継続することが考えられる。

【方向性2】廃止

経済センサス（活動調査）における「電子商取引の有無及び割合」を基にした集計やその他の電子商取引に関する各種調査等の実施により、調査項目の継続性は不明であるもののオンライン・ビジネスの実態等の把握が概ね可能であるとも考えられる。この立場に立ち、日本標準産業分類の分類項目の有無に必ずしも依存しないとすれば、ISICの検討の方向性に同調して無店舗小売業の分類項目を削除することも選択肢となり得る。なお、この際にも関係府省等と協議を行う必要がある。

【方向性3】別の分類項目の検討

現時点で具体性はないが、関係府省等とも議論し、日本標準産業分類においてオンライン・ビジネスの実態をより把握できる別の分類項目を検討することが考えられる。

6. その他（「管理、補助的経済活動を行う事業所」に関する各省からの意見への対応）

今回の改定に際して関係府省等に意見照会を行った。その結果、管理、補助的経済活動を行う事業所に関して、以下の意見があった。

「ホテルの営業所」、「印刷会社の営業所」等は、営業の拠点として本業の「ホテル」、「印刷工場」とは別の場所において、本業とは別の経済活動（受注契約、新規顧客の開拓等）を行っている場合がある。

このような場合、自企業内の管理的な事務を行う「管理、補助的経済活動を行う事業所」に該当するのか、または企業の拠点となって直接顧客を対象としていることから別の事業活動を行っているかと判断するのか。

この意見への対応の考え方は次の通りである。

平成 28 年経済センサスー活動調査の「調査票の記入のしかた（記入上の注意）」によると「管理、補助的経済活動を行う事業所」に関して、①社内の管理、支援業務を専業で行っている事業所が該当し、売上金額はない。②少しでも他の企業等へ生産品、製造品の出荷、商品の販売、役務（サービス）の提供を行っている事業所、営業所などは該当しないとされている。さらに、売上（収入）金額欄は「0」と記入することとされている。

これに照らし合わせると、意見にある「ホテルの営業所」や「印刷会社の営業所」等は、営業や予約受付を行っていると想定され、その場合には商品以外の受注契約により売上がある事業所と考えられるので、「管理、補助的経済活動を行う事業所」には該当せず、他企業の事業所に対してサービスを提供することを業としている事業所であると言える。具体的には、「929 他に分類されない事業サービス業」に分類されることになる。